



別記第6号様式（規則第5条関係）

令和5年3月17日

豊浦町長 村井 洋一 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄

政務活動費（議員）請求書

令和4年度政務活動費第4四半期の請求について、次のとおり請求します。

記

交付請求額 110,770円

別記第8号様式（規則第6条関係）

令和5年3月17日

豊浦町議会議長 根津 公男 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄

政務活動費支出（議員）報告書

令和4年度政務活動費第4四半期の支出について、次のとおり報告します。

記

1 支出

（単位：円）

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費	110,770	送料共 別紙通り
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
合 計	110,770	

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年1月12日

## 請求書

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄 様

札幌市西区山の手5条1丁目1番24号  
弁護士法人シンシア 大沼邦匡法律事務所  
弁護士 大沼 邦匡  
TEL: 011-615-1255 FAX: 011-615-1277

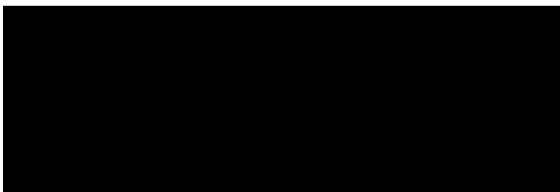
下記のとおりご請求申し上げます。

金 55,000 円也

摘要	金額
豊浦町長が行った戒告処分に対する豊浦町職員の懲戒処分等に関する規程の解釈適用の調査費用・懲罰委員会の会議内容が分かる資料の開示に対する豊浦町情報公開条例の解釈適用の調査費用	25,000 円
上記費用の消費税(10%)	2,500 円
不法投棄で罰金刑という刑事罰を科せられた業務受託者及び収集運搬業者に対する町の現状の認識と処分等についての答弁書に対する調査検討費用・懲罰委員会が減給の懲戒処分と答申したにもかかわらず町長が情状酌量して戒告処分としたことについての答弁書に対する調査検討費用	25,000 円
上記費用の消費税(10%)	2,500 円
合計	55,000 円

上記金額を令和5年1月31日までに以下の銀行口座にお振込みください。

なお、振込手数料は貴殿にてご負担願います。



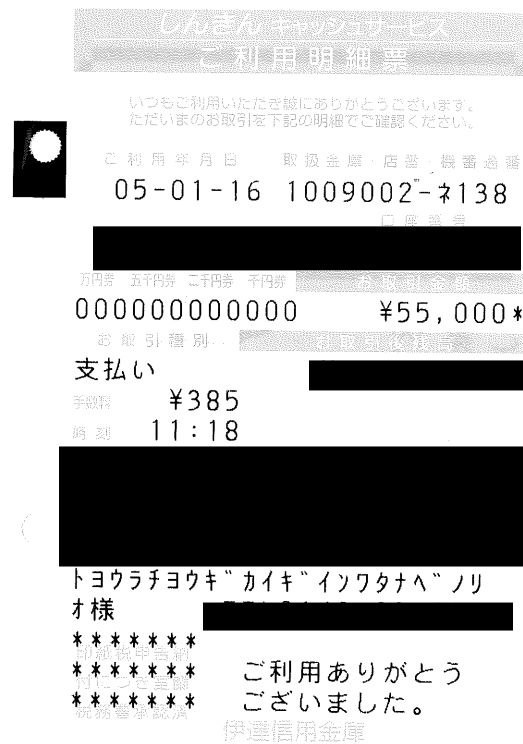
(参考様式第1号)

領収書等貼  
付用紙番号  
No.

# 領収書等貼付用紙

(領収書等は重ならないように貼付すること。)

1	調査研究費
2	研修費
3	会議費
4	資料作成費
5	資料購入費
6	事務費



(按分の 有 ・ **無**)

1. 按分しない

この領収書の金額	1 枚	55,385 円
----------	-----	----------

2. 按分した

この領収書だけ按分した	この領収書の金額		按分率	
		円	%	円
添付した領収書の合計額 を按分した	領収書枚数	枚	按分率	円
	領収書金額合計	円		

※ 按分した金額に小数点以下があれば切り捨てる。

(参考様式第5号)

令和5年1月31日

報告者 渡辺 訓雄

## 調査研究及び研修報告書

日 程 令和4年11月30日(水)～12月14日(水)

参加者

視察(調査)先

会 場

目 的

対応者 大沼弁護士

### 1. 視察(調査)や研修等の要旨

- ・ 職員の懲戒処分について(不法投棄、略式命令50万円、罰金刑について)
- ・ 業務受託者及び収集運搬業者の町契約書について

### 2. 視察(調査)や研修等の内容

- ・ 懲罰委員会が職員の懲戒処分減給の答申を戒告処分としたことの根拠等について(情報公開条例)
- ・ 不法投棄で罰金刑を科せられた業務受託者及び収集運搬業者の町との契約書認識と答弁書調査等について

### 3. 視察(調査)や研修等の考察・成果等

- ・ 組織的に行ったものであると答弁であるが、両罰規定が適用されていない以上、組織的な犯罪と認定しない以上、個人の刑事責任であり前例にない不当介入とそのたぐいである。
- ・ 課題等が発生の場合の契約書検証の基本を怠った。町側のコンプライアンス欠如等の不備が問われた事案と考えます。今後共不透明な部分があるので検証を求める。

令和5年3月8日

## 請求書

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄 様

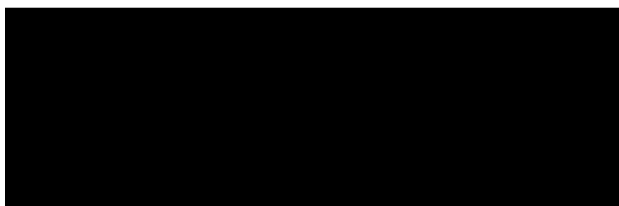
札幌市西区山の手5条1丁目1番24号  
弁護士法人シンシア 大沼邦匡法律事務所  
弁護士 大沼 邦匡  
TEL : 011-615-1255 FAX : 011-615-1277

下記のとおりご請求申し上げます。

金 55,000 円也

摘要	金額
1 残渣水の不法投棄に対する地方自治法第242条・同法第242条の2の解釈適用の調査費用	25,000 円
上記費用の消費税(10%)	2,500 円
2 残渣水の不法投棄略式命令後の状況と対応についての答弁書に対する調査検討費用・バイオガスプラントの行く末の英断についての答弁書に対する調査検討費用	25,000 円
上記費用の消費税(10%)	2,500 円
合計	55,000 円

上記金額を令和5年3月17日までに以下の銀行口座にお振込みください。  
なお、振込手数料は貴殿にてご負担願います。



(参考様式第1号)

領収書等貼  
付用紙番号  
No.

# 領収書等貼付用紙

(領収書等は重ならないように貼付すること。)

①	調査研究費
2	研修費
3	会議費
4	資料作成費
5	資料購入費
6	事務費

しんさん キャッシュサービス  
ご利用明細票

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。  
ただいまのお取引を下記の明細でご確認ください。

ご利用年月日 取扱金額・店名・機番通番  
05-03-14 1009002-7378  
口座番号

万円券 五千円券 二千円券 千円券  
000000000000 ￥55,000\*

お取引種別

支払い

手数料 ￥385  
時刻 10:15

トヨウラチヨウキ"カイキ"インワタナヘ"ノリ  
オ様

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\* ご利用ありがとうございました。  
\*\*\*\*\*

伊達信用金庫

(按分の有・無)

1. 按分しない

この領収書の金額	1枚	55,385円
----------	----	---------

2. 按分した

この領収書だけ按分した	この領収書の金額		按分率	円
		円		
添付した領収書の合計額 を按分した	領収書枚数	枚	按分率	円
	領収書金額合計	円		

※ 按分した金額に小数点以下があれば切り捨てする。

(参考様式第5号)

令和5年3月8日  
報告者 渡辺 訓雄

## 調査研究及び研修報告書

日 程 令和5年2月15日(水)～3月7日(火)

参加者

視察(調査)先

会 場

目 的

対応者 大沼弁護士

### 1. 視察(調査)や研修等の要旨

令和5.2.27 一般廃棄物残渣水処理運搬費用に関する資料の法律解釈

- ① 残渣水の不法投棄に対する地方自治法第242条・同法第242条の2解釈適用の調査
- ② 残渣水の不法投棄略式命令後の状況と対応についての答弁書に対する調査  
検討費用・バイオガスプラントの行く末の英断についての答弁書に対する調査検討

### 2. 視察(調査)や研修等の内容

- ・平成31年1月～令和3年5月22日までの運搬処理費支出について、令和5年3月会議質問内容に対する法律解釈
- ・「残渣水を収集運搬した業者への許可をしておりません」そうすると無許可の業者が収集運搬をしていたことになり、法律解釈を検証した

### 3. 視察(調査)や研修等の考察・成果等

「一般廃棄物の収集運搬又は処分を業とするものは町長の許可を受けなければならない」と規定され、関係者へ支出されている税金は違法な公金支出となり返還を求めるよう請求すべきであり、行く末のチェックが必要である